

新年度予算総額128億円

第8次計画初年度のまちづくりは



町民と行政が役割と責任を分担し、協働できるまちづくりを目指し、新年度がスタートします(昨年の山田北小学校の運動会から)

三月定例会は、二月二十一日から三月十日まで十八日間の会期で開かれました。初日には平成十八年度の町長施政方針と教育行政に関する所信が示され、一般質問(十二頁、二十三頁に掲載)には十三人が登壇し、産業振興策や教育行政など幅広く町政について質問しました。町からは、町税条例や介護保険条例の一部改正案、カキ殻等貝殻廃棄物の処理に関する条例の制定など条例十七件、補正予算七件、それに新年度予算九件を含む三十六件が提案。総額百二十八億円を超える新年度予算は四日間の予算特別委員会での審議の結果、すべて原案どおり可決されました。最終日には追加提案された議員発議の意見書などを可決し、十八日間の会期を閉じました。

役割と責任の分担で協働できるまちづくり

三月定例会初日の二月二十一日、平成十八年度の町長施政方針と教育行政に関する所信が示されました。施政方針の中で沼崎町長は「第八次山田町総合発展計画の初年度に当たり、目標達成に向け確実な第一歩を踏み出す年である。地方

自治を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるが、今後も行政サービスを維持・向上させていくため、コスト削減や効率化を図る行政改革を持続的に進め、分かりやすい行政運営を目指していく。それには町民と行政が役割と責任を分

担しつつ協調し合い、お互いが主体性を持った、協働できるまちづくりが必要であり、それを推進するため全力を傾ける覚悟である。先行き不透明な、地方自治体をめぐる厳しい環境は依然として好転の兆しは見えない。しかし、住民に最も身近な自治体である町が、地域住民自らの意思に基づき、その責任で地域の課題を解決していくことが地方

分権のあるべき姿である。私たちは、自信と誇りを持って日本の文化の原点、食の源である郷土を守り発展させるため、これからも新しいまちづくりに努力していく」と協働できる新しい町づくりのため、町政を推進することを表明しました。

一般会計当初予算は65億円

本年度の一般会計予算は歳入・歳出それぞれ総額六十五億五百五十万円。前年度に対し金額で六億六千九十五万円、率で九・二割の減。五年連続のマイナス予算となりました。町では、

徹底した行政改革と身の丈にあった財政運営を進め、財源の効率的運用により財源不足額の圧縮に努めるとしています。予算額が六十億円台となったのは、平成六年度以来のことです。

医療給付費分

1人当たり6千円の増額

国民健康保険税の税率を改正

国民健康保険税の税率を変更する町税条例の一部改正案が可決され、本年度から実施されることになりました。この改正により、一人当たりの平均課税額は、医療給付費分が九・七三割引き上げられ六万六千九百三十円(現行六万九千九百三十三円)に、介護納付金分が六二・一四割引き上げられ二万三千八百九十九円(現行一万三千九百九十二円)となります。

低所得者への軽減措置は引き続き維持することを前提に、「応益割」と「応能割」のバランスを考え、国保の運営に必要な財源を確保しようとするものです。審議では、「国保運営が困難な状況であることは事実であるが、十八年度の所得が確定していない現在の

状況での算定は疑問。所得が確定する六月時点で算定し、町民が納得できる条件の下で改正すべきである。予想に反し減免措置が受けられなくなるケースもあるのではないかと改正に反対する意見もありました。が、起立採決の結果、賛成多数で可決されました。

湊さんを人権擁護委員に再推薦



湊 多喜郎さん

平成十八年6月30日に任期満了となる人権擁護委員の湊多喜郎さん(73)=北浜町=を同委員候補者として再推薦することが決まりました。任期は向こう3年間です。

当町の国民健康保険事業は、介護納付金や医療給付費の増高、課税対象所得の落ち込みなどにより、実質単年度収支の赤字が続き、国保財政調整基金を取り崩して充てています。また、平成十四年の医療制度改革で、老人保険対象年齢が七十五歳に引き上げられ前期高齢者への給付が増大しています。さらに、三歳未満の乳幼児への八割給付などで保険給付費が膨らみ収支の悪化が進んでいます。この状況を解消するため、

◆国民健康保険税率の改正の概要

区	分	現行	改正後	比較	
医療給付費分	応能割	所得割	6.0%	8.5%	2.5%
		資産割	50.0%	40.0%	△10.0%
	応益割	被保険者均等割	25,000円	24,000円	△1,000円
		世帯別割	28,000円	27,000円	△1,000円
介護納付金分	応能割	所得割	1.0%	2.0%	1.0%
	応益割	被保険者均等割	8,000円	11,000円	3,000円

- 医療給付費分とは…病院に支払う国保が負担する部分の金額。
- 介護納付金分とは…40歳から64歳までの人が納める介護保険への納付金分。
- 応能割とは…「所得割」と「資産割」の2種類があります。所得割は、その世帯の所得に応じて計算され、資産割はその世帯の固定資産税額に応じて計算されます。
- 応益割とは…「均等割」と「平等割」の2種類があります。均等割は、世帯の加入者数に応じて計算され、平等割は一世帯当たりでいくらと計算されます。